鳥取県職業能力開発協会 正規職員(総合職)募集案内 (令和6年9月採用予定 大学卒業程度)

令和6年5月1日 鳥取県職業能力開発協会

鳥取県職業能力開発協会では、令和6年9月1日採用予定の正規職員を募集します。 受付期間は、<u>令和6年5月1日(水)から令和6年6月14日(金)(必着)まで</u>です。応募される方は、以下の事項をご確認いただき、必要書類を提出してください。

1 募集する職種、採用予定者数、職務内容及び求める人材

職種	採用予定者数	職務内容
総合職	1 名	鳥取県職業能力開発協会(以下、「当協会」といいます。)は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づき、鳥取県、中央職業能力開発協会等の関係機関と密接な連携の下、職業能力の開発(職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発及び向上)を図るために、次の①から④の業務を行っています。①当協会の運営に係る予算決算業務、総務・経理業務等②職業能力開発に関する各種研修・講習会の企画運営等③職業能力開発促進法に定める技能検定試験等の実施業務④若年技能者人材育成支援等事業による実技指導、体験教室等の事業
		求 め る 人 材

業務を行うにあたり、熟練技能者(技能士)、職人、企業や団体の人材育成担当者、地方 自治体職員、国関係機関職員や学校教育関係者等さまざまな職業・職種の方と接する機会 が多いため、対人交渉力に加えて、社交性、柔軟性、協調性が必要です。

また、技能検定試験(国家試験)を取り扱うことから、法令遵守、責任感などが必要となります。

2 採用予定日

令和6年9月1日(日)(試用期間;採用後6か月間) ※辞令交付は9月2日(月)を予定。

3 受付期間

10(1)の応募書類の受付期間は、<u>令和6年5月1日(水)から令和6年6月14日(金)(必</u>着)までで、受付時間は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

※ただし、応募状況によっては、受付期間終了日前であっても募集を締め切る場合があります。 その場合は、当協会のホームページでお知らせします。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

① 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学で短期大学を除く。)既卒者で採用 予定日において59歳(※)以下の者(昭和40年9月2日以降に生まれた者)

※定年を年齢60歳としているため。

- ② 普通自動車運転免許(AT限定可)を有する者(採用予定日までに取得できない者は採用 資格を失う場合があります。)
- ③ 業務でパソコンを使うため、一般的なパソコン操作(ワード、エクセル等)ができる者
- ④ 次のいずれにも該当しない者
 - ・日本国籍を有しない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる までの者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊 することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考方法、試験日及び試験会場

区分	選考方法	試験日及び試験会場	備考
第1次試験	書類選考 自己紹介シート レポート		
第2次試験	適性試験	令和6年7月1日(月) ~7月5日(金) ※当該期間中に全国のテストセンタ 一(リクルートが運営する会場(オ ンライン会場を含む)にて、対面監 督ののもと、都合の良い日時にパソ コンで受検いただきます。	第1次試験合格者 には集合時刻等詳 細な案内を郵送に より通知します。
第3次試験	集団討論 個人面接	令和6年7月27日(土)または7 月28日(日)のいずれかの日 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)鳥取市扇町21	第2次試験合格者 には集合時刻等詳 細な案内を郵送に より通知します。

- ※第1次試験及び第2次試験の不合格者には、提出していただいた履歴書等を郵送によりお返しします。
- ※第3次試験の結果について、採用内定者及び不採用者とも郵送により通知します。不採用者 については、提出していただいた履歴書等もお返しします。

《第3次試験会場》鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)



- ※お車でおいでの方は、県 民ふれあい会館駐車場(無 料)をご利用ください。
- ※鳥取駅からは、南口を出て徒歩で約3分です。

6 採用について

試験結果等に基づき、採用(内定)者1名を決定します。ただし、当該者が採用辞退又は採用 取消となったときは、他の受験者を補欠採用する場合があります。

7 合格発表及び方法

区 分	合格 発表 日	発 表 方 法
第1次試験合格発表	令和6年6月20日(木)	第1次試験受験者全員に、発表日付 けで郵送により合否を通知します。
第2次試験合格発表	令和6年7月10日(水)	第2次試験受験者全員に、発表日付 けで郵送により合否を通知します。
第3次試験合格発表 (最終合格者発表)	令和6年8月1日(木)	第3次試験受験者全員に、発表日付 けで郵送により合否を通知します。

※合否結果について、原則として電話による照会には応じませんが、各合格発表日後数日経っても合否通知が届かない場合は、10(2)の問い合わせ先にご連絡ください。

8 試験当日の持参書類(第2次試験以降、下記の書類を持参されない場合は受験できません。)

区 分	持参書類
第2次試験	第1次試験合格通知書
第3次試験	第2次試験合格通知書

9 応募方法

(1) 応募手続(応募書類)

応募書類	①履歴書(A 4版又はA 3版二つ折りの市販の履歴書で構いません。履歴書には写真(6カ月以内に撮影した脱帽、正面向き及び上半身のもの、縦4cm横3cm)を貼付してください。メールアドレス欄に第2次試験(適性試験)の案内が送れるメールアドレスを記入してください。写真が貼付されていない場合又はメールアドレスが記載されていない場合は、受験をお断りする場合があります。) ②自己紹介シート(様式は任意で、A 4 用紙 1 枚程度。内容は、「当協会を志望する理由」、「今まで学業や職務において力を注いだこと」、「今まで社会的な活動や学生生活において力を注いだこと」、「資格・特技、趣味、社会事情等での関心事」等を含め、自己 P R をお願いします。) ③職務経歴書(職務経歴のある方だけです。様式は任意で、A 4 用紙 2 枚程度。職務の内容が分かるように記載してください。) ④レポート 次のテーマについて、現状・課題などをA 4 用紙 1 枚(1 2 0 0 字以内)でまとめて提出してください。なお、表題にテーマと、氏名を記載すること。テーマ「技能者の育成・確保に向けて」
応募方法	上記の応募書類を封筒(角形2号)に入れ、「採用試験申込」と封筒の表面に朱書きして、10(2)の提出先に、原則として、特定記録郵便若しくは簡易書留郵便等確実な郵送方法で送付してください(締切日必着(締切日の消印有効ではありません。)ですので、ご注意ください)。封筒の裏面には住所及び氏名を明記してください。
留意事項	普通郵便により郵送された場合において、事故が発生し書類が届かなかった ときの責任を当協会は負いかねますので、あらかじめご了解ください。

(2)提出先及び問い合わせ先

鳥取県職業能力開発協会 小林 (こばやし) 〒680-0845 鳥取市富安2丁目159 久本ビル5階 電話 0857-22-3494

(3) その他

- ① 応募していただいた方から提出された個人情報は、職員採用選考以外の目的には一切使用しません。
- ② 提出された書類は、採用者以外の方については返却いたします。

10 勤務条件等

(1)給与等

- ① 「鳥取県職業能力開発協会職員給与規程」に基づき支給します。(鳥取県の「職員の給与に関する条例」の適用を受ける者の例に準じます。)
- ② 給与のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。また、6 月と12月には、期末手当及び勤勉手当を支給します。

- ③ 初任給の基準額は、202,400円(大学卒業程度、令和6年4月1日現在)ですが、既卒者で上位の学歴又は職歴等を有する場合は、上記金額にその経歴に応じて一定額が加算される場合があります。
- ④ 昇給は、原則として毎年1回行います。
- ⑤ 退職金制度があります。

(2) 勤務時間等

- ① 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までは休憩時間)ですが、時間外勤務を命じることがあります。
- ② 休日は、土曜日及び日曜日の週休日(勤務時間を割り振らない日)、国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) です。ただし、業務(技能検定試験の実施やイベントの開催時等)の都合により、休日に出 勤する必要がある場合があります。この場合は、週休日の振替又は休日の代休取得で対応し ていただきます。
- ③ 休暇は、年次有給休暇(1年間につき20日。ただし、採用月に応じて日数が定められます。) のほか、病気休暇、育児休業、特別休暇等があります。
- ④ 出張業務の際に自家用車を使用していただく場合があります(自家用車の業務使用)。その場合は、当協会の規程により旅費を支給します。

(3)福利厚生制度

雇用保険、健康保険、厚生年金等に加入します。

(4) 定年

60歳に達する日以後最初に到来する3月31日で定年となります。ただし、継続雇用を希望する場合は、65歳まで継続して雇用することができます。

(5) 試用期間

新たに採用する職員には、採用日から6月の試用期間を設けます。この試用期間中において、 当協会就業規程に定める禁止行為等を行った場合は、採用を取り消す場合があります。

(6) 勤務場所

鳥取県職業能力開発協会(鳥取市富安2丁目159 久本ビル5階)

鳥取県職業能力開発協会の概要

◇名 称 鳥取県職業能力開発協会

◇所 在 地 〒680-0845 鳥取市富安2丁目159 久本ビル5階

◇法人格種類 職業能力開発促進法に基づいて設立された鳥取県知事認可法人

◇設立年月日 昭和54年4月13日

◇現在の職員 9人(男5人、女4人)(令和6年4月1日現在)

◇設 立 目 的 鳥取県の地区内において、職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発

に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発の

促進を図ることを目的としています。

◇当協会HP http://www. hal. ne. jp/syokunou/

※当協会ホームページに事業内容等を掲載しています。